

提案募集制度を活用するメリット

- 提案募集方式とは、国（分権室）が、有識者からのヒアリングを交えて関係省庁と交渉を行う制度。地方⇒国に直接要望するより、この制度を活用して提案を行った方が、提案実現に向けた推進力がより付与されると思う。また、同様の支障を感じている他自治体とのつながりができる可能性がある。
- 地方が限られた人材で、より効率よく事務を進めていくための有用なツール（地方へ権限を委譲・付与して自由な裁量を求めたい場合は規制緩和を求めることができ、事務の効率化を図りたい場合はその軽減策を提案できる制度）だと思う。今後、地方公共団体がより自由に活躍するために、積極的に活用いただきたい。

みなさまからのご提案、
ご相談をお待ちしております。



Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

- 権限移譲または地方に対する規制緩和に当たらない提案とはどのようなものでしょうか。

国が直接執行する事業の運用改善（例：国から農家への直接の補助金の補助要件の緩和）や、地方公共団体と私人が同一に取り扱われる規制（官民共通規制）の見直しを求める提案（例：再生可能エネルギー発電設備導入に係る環境アセスメントの期間短縮）など、権限移譲や地方公共団体の事務処理またはその方法の義務付け・枠付けに関する提案ではないものは対象外となります。

ただし、国が直接執行する事業に関する提案でも地方の関与を強めるものや、官民共通規制の見直しを求める提案でも合理的な理由で地方公共団体について私人と異なる取扱いを求めるもの等、**内容によって対象となる場合があるので内閣府にご相談ください。**

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)でご確認ください。

Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

- 税財源に関する提案については、提案募集の対象とならないのでしょうか。

税財源配分や税制改正等の財源措置は、国・地方を通じた税財政制度全体を視野に入れ、専門的に検討すべき事項であり、税制調査会や、国と地方の協議の場等において議論されているところです。したがって、地方の多様性を活かして個別の制度改正の提案を検討する提案募集方式にはなじまないものと考えられ、**基本的に対象外ですが、地方公共団体の税に関する事務手続に関するもの等、権限移譲または地方に対する規制緩和に該当すると考えられる提案については対象となります。**

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)でご確認ください。

Q & A形式で提案の対象性について理解を深めよう！

■ 補助金等に関する提案はどのように扱われますか。

提案の募集要項においては、これまでの地方分権における国庫補助負担金を巡る議論等を踏まえ、補助金等の要綱等による義務付け・枠付けの見直しを求めるもの、具体的には各種補助条件の見直しを求めるものや手続書類の簡素化を求めるもの等を提案募集方式による検討の対象としています。

一方で、補助率の引上げ、採択基準の引下げ、補助金の廃止による一般財源化等を求める提案は「権限移譲」・「規制緩和」に当たらないものと考えられ、検討の対象となりません。

また、規制緩和に当たる要素があるものの、予算の増額につながる提案については、地方分権の視点のみから議論を行うことができないため、内閣府と関係府省との間で調整を行うのではなく、主に予算編成過程で議論することとされます。

その他のQ&Aについては、[地方分権改革・提案募集方式ハンドブック（令和8年版）](#)や[募集要項](#)やでご確認ください。